

**財政援助団体等監査結果報告**  
〔一般財団法人神戸みなのりの公社〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

## 1 監査の対象

一般財団法人神戸みなのりの公社（以下「公社」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理（六甲山牧場・海づり公園（須磨・平磯）に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成30年度執行の事務

## 2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月24日

## 3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 団体の概要

### (1) 設立の趣旨

公社は、昭和54年2月に財団法人神戸市園芸振興基金協会として発足、平成12年4月に財団法人神戸市緑農海浜公社と統合し、財団法人神戸みなのりの公社となった。平成25年4月に一般財団法人に移行し、公社の目的を神戸市域の農業及び漁業の振興に資する事業を実施することによ

り、市民福祉の向上と市域農漁業の発展に寄与することと定めた。

(2) 本市との関係

① 出捐

公社の基本財産は1億2,400万円であり、本市は7,200万円(58.1%)を出捐している。

② 財政援助

ア 補助金

平成30年度は、堆肥あっせん事業に対する補助金として、200万円を交付している。

イ 貸付

平成28年度は、神戸ワイン事業等運転資金貸付金として、本市から15億円の短期貸付を行っていたが、平成29年3月からは民間金融機関との協議が整い、14億円の融資を受け、借入期間20年間の長期借入に変更した。

③ 公の施設の指定管理

六甲山牧場、海づり公園(須磨・平磯)、水産体験学習館の指定管理者として公社を指定している。なお、須磨海づり公園については、平成30年8月の台風による被害により、8月から営業を休止している。

ア 指定管理料等

指定管理業務に係る平成30年度の指定管理料等は第1表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料 等

(単位 金額：千円)

	六甲山牧場	海づり公園	水産体験学習館
指 定 期 間	平成30年度 ～ 令和4年度	平成30年度 ～ 令和4年度	平成29年度 ～ 令和2年度
指 定 管 理 料	※1 69,750	※2 46,890	※3 11,880
利 用 料 金 収 入	130,776	76,284	—

※1 修繕費用3,750千円、台風被害復旧費用66,000千円

※2 台風被害復旧費用22,951千円、須磨海づり公園休園後管理費用23,939千円

※3 うち、修繕費用1,000千円

イ 選定理由

a 六甲山牧場

指定管理者選定のための公募を実施したところ、1団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において応募者からの提案書類に基づき総合的に評価された結果、実績も踏まえた安定した運営を期待できる提案であり、専門的な職員を配置し、低コストで運営を行うことへの努力が評価され、指定管理者として選定されている。

b 海づり公園（非公募）

海づり公園は、海洋レクリエーションと沿岸漁業との共存及び、水産資源の保護育成を主な設置目的としているが、現在減少傾向にある瀬戸内海の水産資源を考慮すると、栽培漁業センターとの一体的な管理運営による長期的な取組みが必要であり、漁業権を有する神戸市漁業協同組合と神戸市が共同出資して設立し、栽培漁業センターを管理運営している団体に公募外選定することが適当であるとされている。また、現指定管理者の財務状況や今後の事業計画等を総合的に評価したところ、指定管理者として業務遂行能力を有するとして選定されている。

C 水産体験学習館

指定管理者選定のための公募を実施したところ、1 団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において応募者からの提案書類に基づき総合的に評価された結果、当該団体の提案が、出前体験学習などの新規事業への取り組みや、近隣施設との連携が取れている点で評価され、指定管理者として選定されている。

ウ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会が毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

指定管理者の管理運営に対する平成 30 年度の総合評価（AAA, AA, A, B, C の 5 段階評価）及び主な所見は第 2 表のとおりである。

第 2 表 総合評価及び主な所見

	六甲山牧場	海づり公園	水産体験学習館
総合評価 ※	A	－（非公募）	A
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、「社会教育施設」と「レクリエーション施設」の 2 つを柱とした施設である。</li> <li>2 つの柱を整理し、双方の収支を計画した上で、入場者数や収支の目標を立てる必要がある。</li> <li>入場者数が天候に左右されるという問題が毎年あるが、経年変化を調査し、入場者数の目標に反映させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害が起こりやすくなっている中で、できるだけ被害を少なくするためにはどうするか、開園できないときにはどのような運営体制にするのか等、何らかの備えが必要である。</li> <li>また、毎年度、須磨よりも平磯の方が評価されている原因を調査し、分析を行うことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満足度調査で、「満足」、「やや満足」の合計が各項目で 95% 以上と高い点は評価できる。</li> <li>施設として入館者数を増やすのか、イベントの参加者の割合を増やすのか、意図を持って取組む必要がある。</li> <li>入館者数については、市外の小学校やボーイスカウトの団体等に PR を行えば更に増加するのではないかと。</li> </ul>

※ 総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、Aは、ほぼ提案内容どおりの管理運営がなされているものである。

④ 役職員数

令和元年 7 月 1 日の役職員数は 82 人であり、うち本市派遣職員は 1 人である。

### (3) 事業の概要

公社及び主な事業所の所在地は、第3表のとおりである。

第 3 表 公 社 等 の 所 在 地

事 業 所	所 在 地
公 社 ( 事 務 所 )	西区押部谷町高和1557番地の1 神戸ワイナリー(旧農業公園)内
六 甲 山 牧 場	灘区六甲山町中一里山1-1
須 磨 海 づ り 公 園	須磨区一の谷町5丁目地先
平 磯 海 づ り 公 園	垂水区平磯1丁目1-66
神戸フルーツ・フラワーパーク大沢	神戸市北区大沢町上大沢2150
栽 培 漁 業 セ ン タ ー	垂水区平磯1丁目1-66
マリンピア神戸管理事務所	垂水区海岸通12番4 (水産体験学習館内)

公社の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第4表のとおりである。

#### ① 施設管理運営等に関する事業

指定管理者として、六甲山牧場、海づり公園（須磨・平磯）、水産体験学習館の入場料等の徴収や駐車場料金徴収等管理運営を行っているほか、六甲山牧場でのチーズ製造・販売や各施設内の売店やレストラン等の自主事業を行っている。また、本市からの委託を受け、神戸ワイナリー（旧農業公園）、フルーツ・フラワーパーク、栽培漁業センター、神戸市西部域漁港等の管理運営業務を行っている。

#### ② 自主事業

神戸ワイナリー（旧農業公園）での神戸ワインの製造及び販売や、各管理運営施設内のレストランや軽食堂、自動販売機、売店におけるワイン・土産物の販売等を行っている。他に、JR道場駅前での駐車場の管理運営等を行っている。

第 4 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
施設管理運営に関する事業					
六 甲 山 牧 場					
入 場 料 金 徴 収 業 務	入 場 者 数	259,710人	278,563人	△18,853人	△ 6.8
駐 車 場 料 金 徴 収 業 務	駐 車 台 数	67,875台	72,229台	△4,354台	△ 6.0
六 甲 山 牧 場 自 主 事 業					
チ ー ズ 製 造 販 売	製 造 個 数	22,194個	19,190個	3,004個	15.7
「まきば夢工房」体験事業	利 用 人 数	20,403人	24,571人	△4,168人	△ 17.0
ポ ニ ー 引 き 馬	利 用 人 数	15,448人	15,370人	78人	0.5
海 づ り 公 園					
須 磨 海 づ り 公 園	入 園 者 数	27,604人	62,099人	△34,495人	△ 55.5
平 磯 海 づ り 公 園	入 園 者 数	56,306人	68,134人	△11,828人	△ 17.4
	駐 車 台 数	23,119台	28,842台	△5,723台	△ 19.8
海 づ り 公 園 自 主 事 業					
活 魚 販 売	販 売 数	1,428尾	3,435尾	△2,007尾	△ 58.4
水 産 体 験 学 習 館	利 用 者 数	407,600人	434,670人	△27,070人	△ 6.2
神 戸 ワ イ ナ リ ー (旧 農 業 公 園)	入 園 者 数	184,940人	198,270人	△13,330人	△ 6.7
フ ル ー ツ ・ フ ラ ワ ー パ ー ク	入 園 者 数	1,258,915人	1,504,514人	△245,599人	△ 16.3
自 主 事 業					
神 戸 ワ イ ン 事 業					
神 戸 ワ イ ン 製 造 ・ 販 売	収 穫 量	221t	420t	△199t	△ 47.4
	醸 造 量	94kl	276kl	△182kl	△ 65.9
	販 売 量	234千本	269千本	△35千本	△ 13.0
そ の 他 自 主 事 業					
有 機 関 連 事 業					
堆 肥 幹 旋	数 量	2,094t	2,243t	△149t	△ 6.6
駐 車 場 管 理 運 営 事 業					
J R 道 場 駅 前 駐 車 場	時 間 貸 利 用 台 数	29,075台	29,316台	△241台	△ 0.8

(4) 経営状況及び財政状態

公社の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税抜処理である。

① 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第 5 表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円)

科 目	平成 30 年度		平成 29 年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
<b>I 一般正味財産増減の部</b>						
【 経常増減の部 】						
(1) 経常収益 ( a )	1,567,192	100.0	1,605,857	100.0	△ 38,665	△ 2.4
① 基本財産運用収益	665	0.0	678	0.0	△ 13	△ 1.9
② 事業収益	1,531,179	97.7	1,560,029	97.1	△ 28,850	△ 1.8
③ 受取補助金等 (うち神戸市補助金)	4,423	0.3	4,365	0.3	58	1.3
④ 受取補助金等振替額	(2,000)	0.1	(2,515)	0.2	(△515)	(△20.5)
⑤ 受取利息	15,937	1.0	18,626	1.2	△ 2,689	△ 14.4
(2) 経常費用 ( b )	14,987	1.0	22,157	1.4	△ 7,170	△ 32.4
① 事業費用	1,539,903	100.0	1,579,709	100.0	△ 39,806	△ 2.5
人件費	1,461,529	94.9	1,504,874	95.3	△ 43,345	△ 2.9
物件費	519,980	33.8	536,949	34.0	△ 16,969	△ 3.2
減価償却費	895,990	58.2	920,381	58.3	△ 24,391	△ 2.7
② 管理費	45,558	3.0	47,542	3.0	△ 1,984	△ 4.2
人件費	78,374	5.1	74,834	4.7	3,540	4.7
物件費	37,220	2.4	35,536	2.2	1,684	4.7
減価償却費	22,945	1.5	21,233	1.3	1,712	8.1
支払利息	2,784	0.2	2,854	0.2	△ 70	△ 2.5
当期経常増減額 ( A = a - b )	15,423	1.0	15,209	1.0	214	1.4
当期経常増減額 ( A = a - b )	27,289	-	26,148	-	1,141	4.4
【 経常外増減の部 】						
(1) 経常外収益 ( c )	1,010	-	16,843	-	△ 15,833	△ 94.0
① 有価証券売却益	-	-	15,131	-	△ 15,131	皆減
② 雑収益	1,010	-	1,712	-	△ 702	△ 41.0
(2) 経常外費用 ( d )	12,884	-	17,228	-	△ 4,344	△ 25.2
① 雑支出	12,884	-	17,228	-	△ 4,344	△ 25.2
当期経常外増減額 ( B = c - d )	△ 11,874	-	△ 385	-	△ 11,489	ほぼ皆減
当期一般正味財産増減額 ( C = A + B )	15,414	-	25,762	-	△ 10,348	△ 40.2
一般正味財産期首残高 ( D )	△ 219,288	-	△ 245,050	-	25,762	10.5
一般正味財産期末残高 ( E = C + D )	△ 203,873	-	△ 219,288	-	15,415	7.0
<b>II 指定正味財産増減の部</b>						
当期指定正味財産増減額 ( F )	△ 15,937	-	△ 18,626	-	2,689	14.4
(1) 一般正味財産への振替額	△ 15,937	-	△ 18,626	-	2,689	14.4
指定正味財産期首残高 ( G )	235,042	-	253,668	-	△ 18,626	△ 7.3
指定正味財産期末残高 ( H = F + G )	219,104	-	235,042	-	△ 15,938	△ 6.8
<b>III 正味財産期末残高 ( I = E + H )</b>	15,231	-	15,754	-	△ 523	△ 3.3

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第 6 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円)

科 目	平成30年度末		平成29年度末		対前年度増	対前年度減	対前年度増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率			
資 産	2,878,697	100.0	2,911,279	100.0	△ 32,582		△ 1.1
I 流 動 資 産	1,132,456	39.3	1,106,200	38.0	26,256		2.4
1 現 金 ・ 預 金	243,454	8.5	206,332	7.1	37,122		18.0
2 未 収 金	66,186	2.3	75,826	2.6	△ 9,640		△ 12.7
3 前 払 費 用	2,953	0.1	3,665	0.1	△ 712		△ 19.4
4 立 替 金	22,305	0.8	27,323	0.9	△ 5,018		△ 18.4
5 商 品	20,974	0.7	34,296	1.2	△ 13,322		△ 38.8
6 製 品 ・ 半 製 品	776,580	27.0	758,755	26.1	17,825		2.3
II 固 定 資 産	1,746,240	60.7	1,805,078	62.0	△ 58,838		△ 3.3
(1) 基 本 財 産	124,000	4.3	124,000	4.3	0		0.0
1 投 資 有 価 証 券	100,000	3.5	100,000	3.4	0		0.0
2 定 期 預 金	24,000	0.8	24,000	0.8	0		0.0
(2) 特 定 資 産	1,276,229	44.3	1,289,986	44.3	△ 13,757		△ 1.1
1 退 職 給 付 引 当 資 産	271,210	9.4	284,968	9.8	△ 13,758		△ 4.8
2 漁 業 振 興 基 金 特 定 資 産	1,005,018	34.9	1,005,018	34.5	0		0.0
(3) そ の 他 固 定 資 産	346,011	12.0	391,092	13.4	△ 45,081		△ 11.5
1 有 形 固 定 資 産	227,959	7.9	266,626	9.2	△ 38,667		△ 14.5
① 建 築 物	110,763	3.8	123,331	4.2	△ 12,568		△ 10.2
② 構 築 物	13,663	0.5	16,929	0.6	△ 3,266		△ 19.3
③ 機 械 装 置	97,407	3.4	115,609	4.0	△ 18,202		△ 15.7
④ 車 両 及 運 搬 具	48	0.0	123	0.0	△ 75		△ 61.0
⑤ 工 具 器 具 備 品	6,076	0.2	10,593	0.4	△ 4,517		△ 42.6
⑥ 動 産	0	0.0	39	0.0	△ 39		△ 100.0
2 無 形 固 定 資 産	1,617	0.1	941	0.0	676		71.8
① 電 話 加 入 権	470	0.0	470	0.0	0		0.0
② ソ フ ト ウ ェ ア	1,146	0.0	471	0.0	675		143.3
3 投 資 等 そ の 他 の 資 産	116,434	4.0	123,524	4.2	△ 7,090		△ 5.7
① 出 資 金	100	0.0	100	0.0	0		0.0
② 差 入 保 証 金	5,197	0.2	5,736	0.2	△ 539		△ 9.4
③ そ の 他 投 資	10	0.0	10	0.0	0		0.0
④ 長 期 前 払 費 用	111,126	3.9	117,677	4.0	△ 6,551		△ 5.6
負 債 及 び 正 味 財 産	2,878,697	100.0	2,911,279	100.0	△ 32,582		△ 1.1
負 債	2,863,465	99.5	2,895,525	99.5	△ 32,060		△ 1.1
I 流 動 負 債	377,676	13.1	320,978	11.0	56,698		17.7
1 未 払 金	199,445	6.9	227,811	7.8	△ 28,366		△ 12.5
2 前 受 金	83,088	2.9	683	0.0	82,405		ほぼ皆増
3 預 り 金	5,437	0.2	3,540	0.1	1,897		53.6
4 1年内返済予定長期借入金	70,000	2.4	70,000	2.4	0		0.0
5 賞 与 引 当 金	19,695	0.7	18,924	0.7	771		4.1
6 そ の 他 流 動 負 債	9	0.0	19	0.0	△ 10		△ 52.6
II 固 定 負 債	2,485,789	86.4	2,574,546	88.4	△ 88,757		△ 3.4
1 長 期 借 入 金	1,190,000	41.3	1,260,000	43.3	△ 70,000		△ 5.6
2 退 職 給 付 引 当 金	271,210	9.4	284,968	9.8	△ 13,758		△ 4.8
3 神 戸 市 漁 業 振 興 基 金	1,005,018	34.9	1,005,018	34.5	0		0.0
4 預 り 保 証 金	19,560	0.7	24,560	0.8	△ 5,000		△ 20.4
正 味 財 産	15,231	0.5	15,754	0.5	△ 523		△ 3.3
I 指 定 正 味 財 産	219,104	7.6	235,042	8.1	△ 15,938		△ 6.8
(うち基本財産への充当額)	(124,000)	—	(124,000)	—	(0)		—
1 寄 付 金	124,000	4.3	124,000	4.3	0		0.0
2 国 庫 補 助 金 等	95,104	3.3	111,042	3.8	△ 15,938		△ 14.4
II 一 般 正 味 財 産	△ 203,873	△ 7.1	△ 219,288	△ 7.5	15,415		7.0

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第90条第5項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第7表のとおりである。

第7表 業務の適正を確保するための取組状況

項目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・公正な職務執行の確保に関する規程	平成19年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・要望等の記録及び報告に関する規程	平成19年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・公益通報者保護管理規程	平成18年11月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・倫理委員会規程	平成18年11月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・監事による監査	決算に関する監査を年1回実施
	・自主監査の実施	年1回実施
	・顧問弁護士への相談	顧問契約を結び随時相談を行っている。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	年1回研修を実施
情報の保存及び管理	・文書取扱規程	昭和56年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・個人情報保護規程	平成12年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・個人情報保護規程運用要綱	平成17年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・情報公開要綱	平成20年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・情報公開要綱施行細則	平成20年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・情報セキュリティポリシー	平成22年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施
損失の危険の管理	・防災組織計画	毎年度当初に改正
	・情報セキュリティポリシー	平成22年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施
効率性	・中期経営計画（平成30年度～平成34年度）	平成30年6月7日策定
	・事務組織規程	昭和54年2月20日施行 平成31年3月1日最終改正
	・専決規程	平成12年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正
	・会計規程	平成12年4月1日施行 平成26年4月1日最終改正



## 5 監査の結果

公社は、平成30年度から令和4年度を対象期間とした中期経営計画において、設立目的である神戸市域の農業及び漁業の振興に資する事業を実施することにより、市民福祉の向上と市域農漁業の発展に寄与すること及び神戸ワインの製造・販売や神戸ビーフとなる但馬牛の生産等を通じて「神戸ブランド」の発信に貢献することを基本理念と定め、ワイン事業をはじめとする各種事業に取り組んでいる。

監査の結果、ワイン事業、六甲山牧場事業や海づり公園事業等の指定管理施設の管理運営、本市の委託を受け行っている神戸ワイナリー、栽培漁業センター、フルーツ・フラワーパーク等の農漁業関連施設の管理運営事業等を実施し、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

六甲山牧場及び海づり公園の指定管理については、条例、指定管理協定書に従って適正に管理運営されているものと認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

### (1) 経営に関する事項について（第5表関係）

平成30年度の経常収益は15億6,719万円、経常費用は15億3,990万円で、当期一般正味財産増減額は1,541万円となっている。

経常収益は前年度に比べ3,866万円（△2.4%）減少し、また、経常費用も前年度に比べ3,980万円（△2.5%）減少しているが、これは主として、台風災害などにより、六甲山牧場や海づり公園など指定管理施設の来客数の減少によるものである。

当期経常増減額は、経常費用の減少が経常収益の減少を上回っていることから、前年度に比べ114万円改善したほか、当期一般正味財産増減額は、前年度に比べ1,034万円悪化したが、平成30年度は有価証券売却益がなくなったためである。

### (2) 財政に関する事項について（第6表関係）

当年度末の資産は28億7,869万円で、前年度末に比べ3,258万円（△1.1%）減少している。負債は28億6,346万円で、前年度末に比べ3,206万円（△1.1%）減少している。負債の減少が3,206万円にとどまっている理由としては、民間長期借入金の7,000万円の返還、未払金2,836万円の減少、退職給付引当金1,375万円の減少等があったものの、令和元年度に執行する災害復旧事業費を約8,000万円、神戸市から前受したためである。正味財産は1,523万円で、前年度末に比べ52万円（△3.3%）減少している。

### (3) 指摘事項

#### ① 違算金の発生を減らしていくよう取り組むべきもの

公社が管理している施設での売上について、売上データと現金在高の違算が発生することがあるが、施設ごとの事例は次のとおりであった。

##### ア 神戸ワイナリーの事例

売店での売上過不足（違算）が発生したときに備え、「売上過不足用小口現金」が置かれ、売上現金が不足した時はそこから補填し、過金が発生した時はそこにプールするという措置が取られている。

また、売店の売上日報の様式では、レジの売上データの記入欄、実際の現金在高の記入欄、差引過不足額の記入欄が設けられ、常務理事まで決裁されている。

これについて、次のような事例がみられた。

- ・ 平成 30 年 10 月 27 日の日報では、現金過不足がマイナス 9,631 円となっており、平成 30 年度中に発生した過不足の中でも特に大きな差異であった。

これについては当時、担当スタッフに確認したところ、不足金額が多いため調査を行ったが、はっきりした原因が見つからず、受取金額 1,000 円のところ 10,000 円受け取ったと勘違いしたことによる不足であると思われる、とのことであるが、日報上ではそれに関する記載はなく、また、注意喚起など、どのような措置が取られたかの記載もなかった。

- ・ 平成 30 年 12 月 26 日の日報では、レジ 1 の売上金額の内訳として、現金 131,392 円、これに対し現金在高 131,596 円で、過不足金がプラスの 204 円とされており、これに基づき当日の売上現金は 131,392 円、差額 204 円は過不足用小口現金にプールされていた。ところが、日報に添付されているジャーナルによると、現金売上は 131,596 円となっていた。

これについて確認したところ、ジャーナルの確認間違いにより発生したものであると思われる、実際には過不足は発生していなかったと思われるとのことであった。

##### イ 六甲山牧場の事例

各売店等での売上過不足（違算）が発生したときに備え、「売上過不足用小口現金」が置かれ、売上現金が不足した時はそこから補填し、過金が発生した時はそこにプールするという措置が取られている。

また、事業の内容に応じて、以下の日報が作成されているが、C、D、E の日報では売上データの記入欄、実際の現金在高の記入欄、差引過不足額の記入欄が設けられ、場長まで決裁されているが、その他の様式では差引過不足額の記入欄がなく、そこに記載されている売上金額は、過不足用小口現金で補正された後の（正しい）金額であった。

A 六甲山牧場日報（以下の日報を集約したもの）

B 駐車場・入場営業日報

C チーズ館売店日報

D レストハウス売店日報

E ポニーセンター日報

F まきば夢工房（食）日報

G まきば夢工房（ウール）日報

H その他事業日報

また、C, D, Eの様式についても、次のような事例があった。

- ・過金 9,000 円が発生しているのに、過不足金 0 円とされている事例（様式 C H30. 4. 4）
- ・過金 10,000 円が発生しているのに、過不足金 0 円とされている事例（様式 D H30. 5. 13）

一方、不足金 10,000 円が発生し、様式上正しく記載した上で、考えられる原因について記載している事例（様式 D H30. 9. 22）や、不足金 10,000 円が発生し、様式上正しく記載しているが、原因等について記載のない事例（様式 E H30. 8. 13）など、取扱いが様々であった。

#### ウ 平磯海づり公園の事例

売上過不足（違算）が発生したときに備えた「売上過不足用小口現金」は置かれていなかった。

売上違算の発生時の処理を確認したところ、過不足額に応じた売上修正で対応しているとのことであった。また、日報上、過不足額を記載する欄は設けられていなかった。

売上修正した場合、「精算書」が出力され、日報に添付されている。修正自体は、割引事由区分の誤入力や、割引事由の後出し呈示への対応等で頻繁に起こりうることであり、それらの「精算書」が多く添付されている中、今となってはどれが売上違算に対応したものかわからないとのことであった。違算はそれほど多く発生しないとのことであったが、実際に年間どれくらい発生しているか不明である。

施設ごとの事例は以上のとおりであるが、売上違算が発生した場合、経過、原因を調査し、しかるべき報告をし、再発防止策の検討、具体化とその実施というプロセスを繰り返すことにより、その発生を減らしていくように努めるべきである。

なお、売上現金の管理について、フルーツ・フラワーパークでは、「売上過不足用小口現金」は置かれていなかったが、過不足が発生した際には一般の小口現金を使って同様の処理がされていた。

売上額をあるべき金額で計上するためには、振替伝票にて修正すれば足りることであり、現金在高を修正する必要性はないと考えられるため、振替伝票での修正により処理するべきである。

## ② 協定書のとおり精算を行うべきもの

### ア 海づり公園の事例

平成 30 年度神戸市立海づり公園指定管理者協定書によると、「乙（公社）は、年度終了

後4月末までに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、甲（本市）に提出しなければならない。」とされている。

平成26～29年度分については、概ね4月末までに提出が完了していたが、平成30年度分の事業報告については、公社保管資料と本市保管資料の日付が異なっていた。

公社保管資料のとおり報告書の提出を行っていた場合、本市の出納閉鎖期間に間に合っていない。修繕については精算の可能性があるため、協定書のとおり精算を行うべきである。

#### イ 六甲山牧場の事例

平成30年度神戸市立六甲山牧場指定管理協定によると、「乙（公社）は年度終了後30日以内に次の事項を記載した事業報告書を作成し、甲（本市）に提出しなければならない」とされているが、各年度の事業報告書の起案日が過去4年間すべて5月になっていた。指定管理料のうち、修繕に限っては精算の可能性があるため、協定書のとおり精算を行うべきである。

#### ③ 早急に賃貸借契約を行うべきもの

神戸ワイナリーにおけるレストランは、令和元年7月20日にリニューアルオープンし、新たな民間事業者が経営を行っているところである。毎年、賃貸借契約が4月1日時点で結ばれているが、このレストラン賃料分については事業者が決まっていなかったため、本市との間で賃貸借契約がなされていなかった。しかし、7月20日のリニューアルオープン後も賃貸借変更契約（監査日時点（令和元年10月17日時点））行われておらず、賃料も納入されていなかった。早急にレストラン部分につき、公社と本市の間で賃貸借契約を行うべきである。

#### ④ 製品・商品の在庫数量の差異を確認する仕組みを整備するべきもの

平成30年度末における製品・商品の棚卸資料を確認したところ、在庫数量が記載されていたが、これについて実地数量と帳簿数量のいずれかと確認したところ、実地数量とのことであった。帳簿数量については、担当部署がデータとして保有しているとのことであるが、数量差異の発生について公社総務部まで共有され、把握している資料はなかった。

定期的に、異常な差異が発生していないかどうかを組織として確認する仕組みを整備するべきである。

#### (4) 意見

##### ① 文書の管理について

平成30年度の郵便切手受払簿を公社本社事務所で確認しようとしたところ、事務所内整理の際に誤って廃棄してしまったとのことであった。

一般財団法人神戸みよりの公社文書取扱規程第14条では、「文書は、常に整理し、紛失、盗難、損傷を防止するとともに、重要なものについては、非常災害時に際しいつでも持ち出せるように準備しておかなければならない。」とされている。

また、第15条第2項では、「文書の保存種別は、別表のとおりとする。」とされ、別表では「郵便切手受払簿」の区分はないものの、最低でも1年保存である。

文書の保管にあたっては、誤って廃棄することのないように管理されたい。

## ② 今後の公社の経営について

平成30年度の経営状況としては、台風災害による六甲山牧場や海づり公園などの利用客数の減少、平成30年8月からの須磨海づり公園の休園などにより、受託事業の収益が落ち込んだ。災害復旧工事については、六甲山牧場やフルーツ・フラワーパークで令和元年度も継続して行われている。一方、六甲山牧場での年間パスポートの導入や海づり公園の夜間利用料金などの割引などさまざまな工夫が行われている。また、旧農業公園のレストランでは、令和元年7月から新しい事業者により新規オープンがされている。

ワイン事業については、大量の在庫を抱えて厳しい時期があったが、全量買取りを中止するなど在庫縮減に取組み、平成20年度には収支黒字を達成している。現在も、海外輸出の増加やブランデーの販売などにより継続して収支黒字を達成しており、またよりよい原料を購入することにより、ワインの品質があがり、海外で神戸ワインがブランドワインとして、高値で販売されている。また、他ワイナリーに原料用ぶどうの供給を行っている。

平成29年3月には民間資金を14億円借り入れることができ(毎年7,000万円を20年間返済予定)、平成30年度末については、12.6億円まで返済している。返済にあたっては、製品・半製品が約7.7億円、有形固定資産が約2.2億円等の資産がある他、海外輸出などの方向性も見出しており、一定の目処が立った状況と言える。神戸市でも旧農業公園を活用した「食都神戸」交流拠点の創出のため、民間事業者からさまざまな意見を聞いているところであり、こうした手法を参考にして、公社においても改めて農業及び漁業の振興に資する事業を実施するという設立の目的に立ち返って、農漁業者にヒアリングを行うなどニーズを掘りおこし、新たな事業展開の検討をされたい。

## 凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「－」 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」増加率が1,000%以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。